

企業の皆様方へ

To companies

1 お問い合わせ

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安心して招集（教育）訓練に出頭できるようご配慮の程よろしく申し上げます。

具体的には…

- 予備自衛官等が休暇等で招集（教育）訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。

2 予備自衛官等を雇用するメリット

1. 国を守ることへの貢献

我が国の防衛に貢献できる

2. 地域社会への貢献

災害派遣に参加させることにより、地域社会へ貢献

3. 企業のイメージアップ

自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ

4. 職場の活性化

予備自衛官の存在は、職場の活性化に

5. 人材育成

自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる



予備自衛官等雇用企業様への支援制度





即応予備自衛官雇用企業給付金

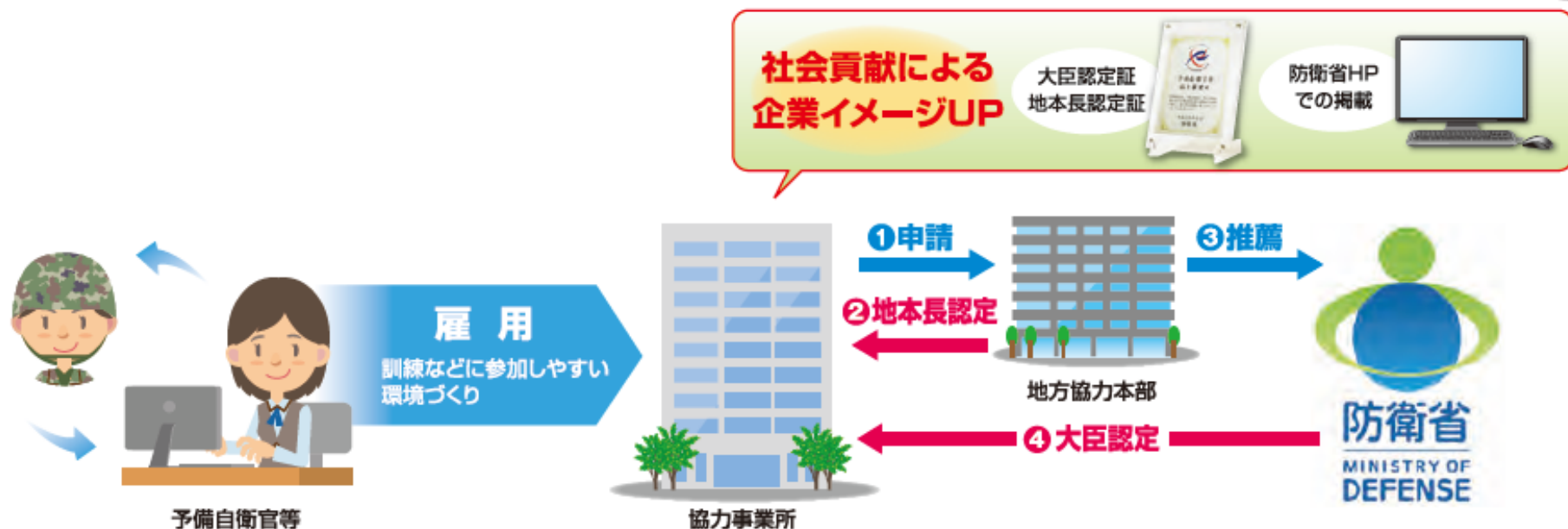
即応予備自衛官が訓練および災害招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業に給付金が支払われる制度です。





予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が**予備自衛官等**の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。





雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る招集訓練に予定期間その他の情報を提供する制度です。





即応予備自衛官育成協力企業給付金

一般公募予備自衛官が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するための所要の訓練が必要であり、通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力を資する給付金制度です。





雇用企業協力確保給付金（1 / 2）

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動・国民保護派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給する制度です。

給付対象となるケース①

防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である
従業員が10日間招集された場合
(就業規則における休日を除く)



予備自衛官等
招集期間
10日

就業規則上の休日が
土日の場合

給付金
(日額×8日分)

支給



使用者(雇用主)

給付額

予備自衛官等である従業員が平素の勤務先での事業に従事できなかった日数

※就業規則における休日は除く。

×

日 額
34,000円

雇用企業協力確保給付金（2 / 2）

給付対象となるケース②

招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

招集中において公務上の負傷又は疾病により14日間（※）の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合（※）上限を90日とする。

就業規則上の休日が土日の場合



給付額

予備自衛官等である従業員が平素の勤務先での事業に従事できなかった日数

※就業規則における休日は除く。

×

日 額
34,000円

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主(国、地方公共団体及び公共団体は除く。)

※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象となりません。